

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「保育所等関連状況取りまとめ（令和2年4月1日）」 「子育て安心プラン」 集計結果が公表される（厚生労働省） …………… 1
- ◆ 「令和元年10月時点の保育所等の待機児童数の状況について」 が公表される（厚生労働省） …………… 3

◆「保育所等関連状況取りまとめ（令和2年4月1日）」 「子育て安心プラン」 集計結果が公表される（厚生労働省）

令和2年9月4日、厚生労働省は標記を取りまとめ、公表しました。

保育所等関連状況取りまとめ（令和2年4月1日）は、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年公表されています。

【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

- 保育所等利用定員は297万人（前年比7万9千人の増加）
- 保育所等を利用する児童の数は274万人（前年比5万8千人の増加）
- 待機児童数は12,439人で前年比4,333人の減少
 - ・待機児童のいる市区町村は前年から42減少して400市区町村。
 - ・待機児童が100人以上の市区町村は、前年から18減少して22市区町村。
 - ・待機児童が100人以上増加したのは、船橋市（125人増）の1市。待機児童が100人以上減少したのは、世田谷区（470人減）、神戸市（165人減）、藤沢市（144人減）など6市区

「子育て安心プラン」は、2018～2020（平成30～令和2）年度までの3か年計画であり、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、2020（令和2）年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保することとされています。

今回は、3か年計画の2年目までの実績及び3年目の見込みが取りまとめられました。

1年目（2018（平成30）年度）及び2年目（2019（令和元）年度）の保育の受け皿拡大量(*)は、市区町村分で約16.4万人分、企業主導型保育事業で約3.7万人分の合計約20.0万人となっています。

また、子育て安心プランの実施方針に基づく各市区町村の「子育て安心プラン実施計画」の集計を行い、企業主導型保育事業の事業主拠出金による整備予定量とあわせて、現時点で2020年度末までに、約31.2万人分の保育の受け皿を拡大する見込みとなっています。

(*)企業主導型保育事業の整備予定量には、2017年度末までの前倒し分（9,703人）を含む。

待機児童を解消するためには、市区町村において、「保育コンシェルジュ」などを活用しながら、潜在的ニーズも含めた保育の利用意向を適切に把握し、それを反映した受け皿整備を進めることが重要としています。

国は、「子育て安心プラン」の最終年度である今年度、直近の待機児童の状況等を踏まえつつ、潜在的ニーズにも対応しうる保育の受け皿拡大が着実に進むよう、地域の特性に応じた取組や保育士確保の支援など、市区町村の待機児童の解消に向けた取組への支援を強化していくとしています。

【「子育て安心プラン」集計結果】

～2020年度末までの3年間での保育の受け皿確保の見込みが約31.2万人分に拡大～

1. 2019（令和元）年度の保育の受け皿拡大量

単位（人）

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施設	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
59	61,850	8,278	35	8,021	▲75	974	27	▲4,263	3,588	78,494	341	78,835

注) 認可保育所：保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注) 企業主導型保育事業については、令和2年3月31日時点における令和元年度の拡大量見込み。

- 2019（令和元）年度の保育の受け皿拡大量は、市区町村分で約7.8万人分、企業主導型保育事業で341人分拡大。

2. 2020（令和2）年4月1日の保育の受け皿

単位（人）

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施設	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
2,218,784	582,497	54,604	3,454	90,008	3,800	13,920	261	45,340	35,869	3,048,537	86,695	3,135,232

注) 認可保育所：保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注) 企業主導型保育事業については、令和2年3月31日時点における令和2年4月1日の受け皿見込み。

- 2020（令和2）年4月1日時点の保育の受け皿は約313.5万人分となり、昨年から、約7.9万人分拡大。

◆「令和元年 10 月時点の保育所等の待機児童数の状況について」が公表される（厚生労働省）

令和2年9月4日、厚生労働省は標記を取りまとめ、令和元年10月1日時点の待機児童の状況を公表しました。

【調査の位置づけ】

- 保育所等の空き定員は、多くが、4月の年度替わりでの卒園者や上の年齢のクラスへの代替わりによって生じるもの。年度途中の育児休業明けなどによる保育所等の利用申込み者は、4月に比べ入所が難しく、4月以降、年度を通して待機児童は増加する構造。

【ポイント】

- 令和元年10月の待機児童数は43,822人であり、平成30年10月と比較して3,376人減少した。
 ※ 平成30年10月は47,198人で、前年同月と比較し8,235人減少した。
 平成29年10月は55,433人で、前年同月と比較し7,695人増加した。
- また、平成31年4月時点との比較では、27,050人増加した。

〈参考〉

年齢区分別の待機児童数

	平成31年4月	令和元年10月	
			平成31年4月からの増減
3歳未満児	14,749人	41,270人	26,521人
うち0歳児 <small>(平成30年4月2日～令和元年9月30日生まれの子)</small>	2,047人	22,182人	20,135人
うち1,2歳児 <small>(平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの子)</small>	12,702人	19,088人	6,386人
3歳以上児 <small>(平成29年4月2日～平成28年4月1日生まれの子)</small>	2,023人	2,552人	529人
全年齢児計	16,772人	43,822人	27,050人

	平成30年10月	令和元年10月	
			平成30年10月からの増減
3歳未満児	44,479人	41,270人	▲ 3,209人
うち0歳児	24,300人	22,182人	▲ 2,118人
うち1,2歳児	20,179人	19,088人	▲ 1,091人
3歳以上児	2,719人	2,552人	▲ 167人
全年齢児計	47,198人	43,822人	▲ 3,376人

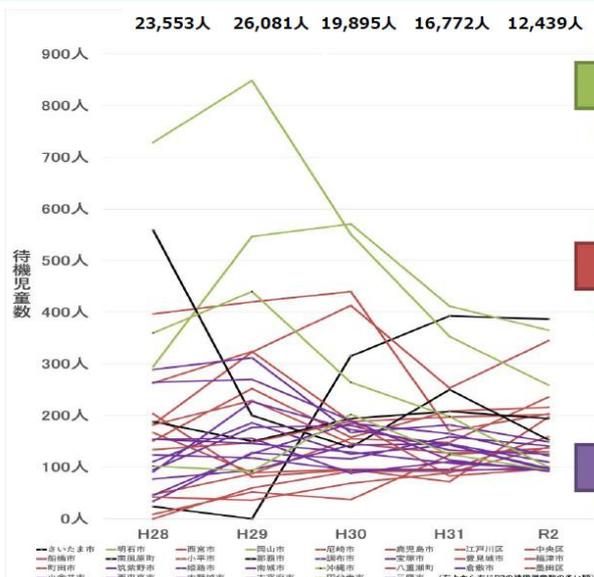
2020(令和2)年4月1日時点の待機児童数について

- 2020(令和2)年4月1日時点の待機児童数は**12,439人**(対前年**▲4,333人**)。
待機児童数調査開始以来最少の調査結果。
- 2017(平成29)年の26,081人から、**3年で13,642人減少し、待機児童数は半数以下に。**
※自治体ごとの待機児童数のバラつきは低減し、減少の傾向
待機児童がいる自治体(400)中、300人以上は3自治体(昨年から▲1)、200人以上は8自治体(昨年から▲1)
※2019(令和元年)10月1日時点の待機児童数は3,376人減少。

	待機児童数			
	4月1日時点	増減数	10月1日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人	44,118人	▲2,009人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人	43,184人	▲934人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人	45,315人	2,131人
2016(平成28)年	23,553人	386人	47,738人	2,423人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人	55,433人	7,695人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人	47,198人	▲8,235人
2019(平成31)年 (令和元年)	16,772人	▲3,123人	43,822人	▲3,376人
2020(令和2)年	12,439人	▲4,333人	—	—

市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化①

- 2019(令和元)年度においては、2019(平成31)年4月時点の待機児童数を元に、以下の①～③に分類し、各自治体から要因・対策のヒアリングをするなど、個別の支援を実施。
➢ヒアリング実施状況：18都道府県83市区町村(2019(令和元)年10～11月)
- 2020(令和2)年度においても、更に待機児童の解消を図るため、引き続き、個別自治体への支援を行う。(次頁に続く)



① 過去2年で待機児童数が大きく(100人以上)減少した自治体(22/1,741)

- ✓ 減少傾向を継続させるため、保育の受け皿整備(補助率の嵩上げ)や保育人材の確保を引き続き支援

② 見込みを上回る申込者数の増等により、待機児童が増加した自治体(172/1,741)

- ✓ 各自治体にヒアリングを行い、地域のニーズが満たせるよう、整備計画の見直しを実施し、保育の受け皿整備を着実に促進

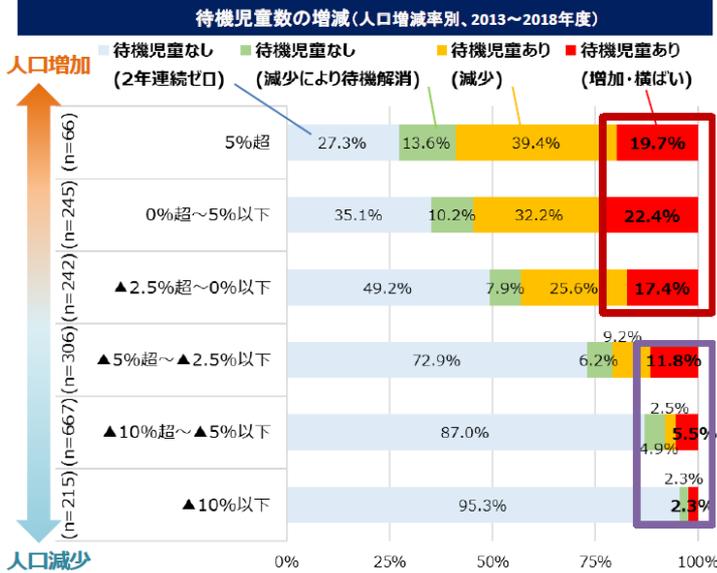
③ 待機児童数が3年間1～100人台で推移している自治体(275/1,741)

- ✓ 市区町村内の居宅から容易に移動することが可能な区域(保育提供区域)ごとに、申込者数の推移などを分析し、ニーズに応じた整備計画の検討や、保育コンシェルジュや巡回バスなどを活用したマッチング支援等を実施

※ ①～③の自治体数は重複あり

市町村の特性に応じた待機児童解消支援の重点化・強化②

- 2020(令和2)年4月時点の待機児童の状況を詳細に分析すると、**人口増加率が高いほど待機児童のいる自治体が多い**ことから、人口が増加している自治体には、引き続き、保育の受け皿整備を促す。
- 特に待機児童数が増えている自治体(図：赤色部分)については、**以下のとおり重点的な対策を行う**。



① 人口増加率が高い自治体や人口減少率が低い自治体(110/1,741)

- ✓ 待機児童対策協議会の活用を図りつつ、女性の就業率の上昇を踏まえ、保育の受け皿の更なる整備を促す。

② 人口が減少しているが待機児童数が増加している自治体(78/1,741)

- ✓ 市区町村内の保育提供区域ごとの整備計画の再検討や、保育コンシェルジュ・巡回バス等を活用したマッチングを促す。
- ✓ 整備についても小規模保育事業の活用などを促す。
- ✓ また、保育士の不足が要因の一つとして考えられるため、保育士確保対策の取組を促す。

★ 人口減少地域の保育の在り方については、調査研究事業を実施し、別途検討。 3

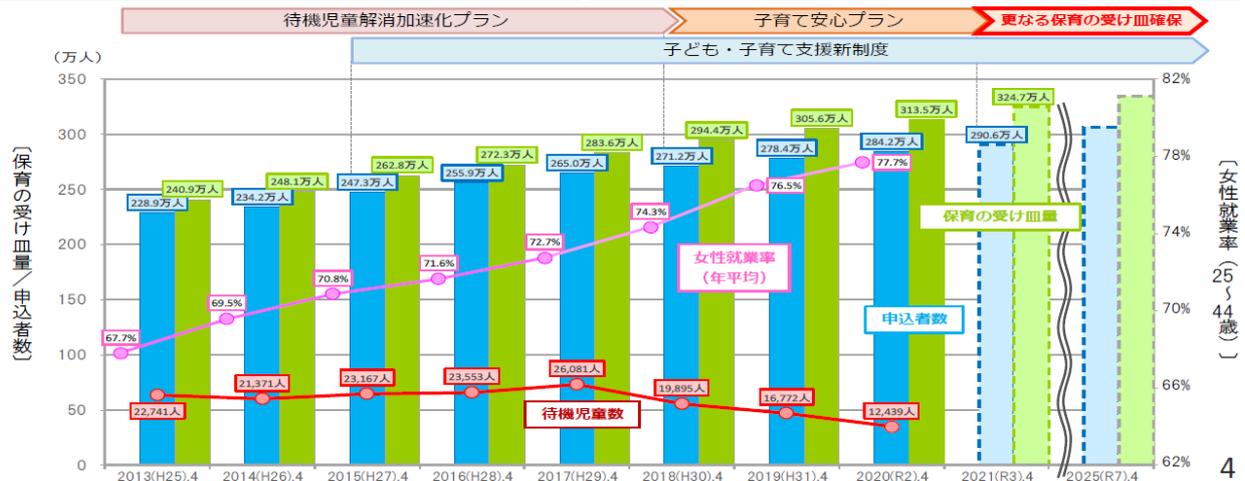
保育の受け皿確保に向けた取組について①

取組状況

- 「子育て安心プラン」では、待機児童の解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の受け皿確保を目標としているが、今回の調査の結果、2018~2020(平成30~令和2)年度末までの受け皿拡大見込み量は**約31.2万人分**であり、令和2年度末までに**約324.7万人分**の受け皿が確保される見込み。

今後の課題

- 令和2年度中の保育の受け皿確保を進めるとともに、さらに**女性の就業率の上昇(2025(令和7)年に82%の目標(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略))**に対応していくためには、更なる保育の受け皿確保が必要と考えられる。
- ※ また、**市町村の第2期子ども・子育て支援事業計画の積み上げ**では、2024(令和6)年度末までに**更に10万人超分の受け皿整備が必要**という結果になっている。



保育の受け皿確保に向けた取組について②

対応の方向性

- **待機児童数は着実に減少を続けている**が、市区町村ごとに見ると、
 - ・更なる受け皿整備が必要な自治体、
 - ・保育提供区域内のマッチングや小規模な受け皿整備が必要な自治体、
 - ・待機児童はいないが人口減少が進んでいる自治体など、地域ごとに状況が異なっており、**今後は地域の特性に応じた支援がより一層重要となる。**
- また、**女性の就業率については上昇傾向が続いており、今後の目標（2025(令和7)年に82%）に対応していく**ためには、更なる保育の受け皿確保が必要と考えられる。（参考）現行の子育て安心プランでは女性就業率8割に対応
- 以上のような観点を踏まえ、**2021(令和3)年度以降の受け皿確保について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、受け皿の数の見込みをさらに精査しつつ、地域の特性に応じた支援や保育士確保対策も含め、令和3年度予算編成過程において検討する。**

(参考)

少子化社会対策大綱 ～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

（保育の受け皿整備の一層の加速）

- 「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿整備
 - ・就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに待機児童解消を図り、女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。
 - ・2021年度以降の保育の受け皿確保について、必要な者に適切な保育が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

②少子化対策・女性活躍

2021年度以降の保育等の受け皿確保について、必要な者に適切な保育等が提供されるよう、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の結果等を踏まえ検討するとともに、各地方自治体の特性に応じたきめ細かな支援を行う。

■厚生労働省トップページ > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2020年9月 > 令和元年10月時点の保育所等の待機児童数の状況について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11328.html